

中島村工場立地法準則条例の概要

1) 目的

工場立地法の一部改正により、同法の緑地及び環境施設面積率に関する準則の策定に係る権限が市町村に移譲されたため、本村においても工場用地の有効活用の促進、企業活動の活性化及び定着を図るために、緑地等の面積率を緩和する条例を制定しました。

2) 対象工場（特定工場）

- ・業種：製造業、電気供給業（水力、地熱、太陽光発電所は除く。）、ガス供給業、熱供給業
- ・規模：敷地面積9,000㎡以上 又は 建築面積3,000㎡以上

3) 新設・変更の届出

- ・工事着工の90日前まで（短縮申請の場合、10日前まで）

4) 緑地面積率及び環境施設面積率の緩和内容

本村における特定工場が敷地内整備しなければならない緑地面積率及び環境敷地面積率については、区域ごとに定めており、次の通り緩和しました。また、重複緑地算入率についても、併せて緩和しました。

◆条例制定前（国が定める法準則）

区域	緑地面積率	環境施設面積率
村内全域	20%以上	25%以上
区域にかかわらず	重複緑地算入率 25%以下	



◆中島村が定める地域準則条例

区域	緑地面積率	環境施設面積率
甲種区域	10%以上	15%以上
乙種区域	5%以上	10%以上
区域にかかわらず	重複緑地算入率 50%以下	

※建築物屋上等緑化施設の緑地面積率算定に用いる緑地への算入率

■工場敷地利用について

工場敷地

【工場】（生産施設）

- ・生産施設面積…30～65%
- ・その他の施設面積（駐車場、事務所、研究所、倉庫等）…規制なし

【準則条例制定前の緑地を含む環境施設と区域】

- ・村内一律25%（敷地周辺に15%以上配置）
- ・うち緑地20%（樹木地、低木地、芝生、花壇等）
- ・残り5%は緑地又は環境施設（噴水、屋内外運動施設、広場等）

【準則条例制定後の緑地を含む環境施設と区域】

- 甲種区域〔準工業地域〕
（環境施設面積15%以上 うち緑地10%以上）
- 乙種区域〔工業地域・用途地域の定めのない地域〕
（環境施設面積10%以上 うち緑地5%以上）

※現在、村内全域が『乙種区域：用途地域の定めのない地域』となります。

5) 既存工場に係る緑地面積率等の算定方法

工場立地法施行（S49.6.28）以前から立地する工場の場合（既存工場）、既存の緑地及び環境施設では基準を満たさない場合があります。その際、規定にある計算式を用い、施設の更新が進むにつれて更新規模に相当する緑地及び環境施設を整備するように規定しました。